

飲酒運転「8(やっせん)運動」



道路交通法が一部改正され、飲酒運転に対する罰則が強化されました。県では次の標語を定め、八つの「せん」と鹿児島弁の「やっせん(ダメ)」を語呂合わせした「飲酒運転8(やっ)せん運動」として飲酒運転根絶運動を展開します。

- 1 酒を飲んだら運転しません。
 - 2 運転するなら酒は飲みません。
 - 3 酒を飲んだ人には運転させません。
 - 4 酒を飲んだ人には車は貸しません。
 - 5 運転する人に酒はすすめません。
 - 6 酒を飲んだ人の車には同乗しません。
 - 7 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません。
 - 8 酒を飲んだら自転車も乗りません。
- 問合先Ⅱ本庁防災安全課危機管理G(内線4941)

災害広報電話をご利用ください

夜間当番医や大雨・イベントなどの必要な情報がいつでも聞けるように、災害広報電話を設置してありますのでご利用ください。

情報はチャンネル分けされていて、すぐに聞けるよう、頭出し機能を持っています。

【番組表】	
# 1	当番医(日曜日・祝日)
# 2	夜間当番医
# 3	歯科医の休日診療
# 4	水道サービスセンター
# 5	イベント情報
# 6	台風・大雨情報
# 7	雨量観測情報
# 8	屋外放送(川内地域)の内容

【例】夜間当番医を調べたい場合
① 0996(23)9111に電話をかけます。
② メッセージが流れます(メッセージが流れている間のチャネル選択も可能です)。
③ 田、2を押します(つながらない場合は、田の前に困を押すと利用できる場合があります)。

④ 夜間当番医の情報を聞くことができます。

* 勤め先などの内線電話からは利用できない場合がありますので、ご了承ください。

●問合先Ⅱ本庁広報室広聴広報G(内線4633)

定住促進事業の紹介

定住支援センター「薩摩川内よかまち・きやんせ倶楽部」では、定住に関する情報の発信や皆さんからの相談に応じます。本市への定住・移住に興味のある方は、お気軽にご利用ください。また、現在のようなど定住促進補助金制度や同倶楽部会員制度があります。

【定住住宅取得補助】

●補助対象の要件Ⅱ

- ▼平成17年4月1日～平成20年3月31日までの間に本市外から本市へ転入し、かつ、自らの定住のために市内に住宅を新築または購入した方
- ▼新築または購入した住宅に引き続き5年以上定住する方

●申請期間Ⅱ

- ▼初回の申請Ⅱ転入日から6カ月間以内
- ▼2年目以降の申請Ⅱ毎年9月1日～12月28日

【新幹線通勤定期購入補助】

●補助対象の要件Ⅱ

- ▼本市に居住している方で、JR川内駅～鹿児島中央駅間の新幹線通勤定期券を購入し通勤している方(ただし、平成17年4月1日～平成20年3月31日の期間内に発行された定期券に限る)

●補助内容Ⅱ新幹線通勤定期券購入額から、勤務先より支給された通勤手当額を差し引いた金額の2分の1相当額を補助(ただし、1カ月当たり5000円が上限)

●申請期間Ⅱ新幹線通勤定期券の通用期間の初日から4カ月間以内

【よかまち・きやんせ倶楽部 会員募集】

本市への定住・移住に関心をお持ちの方や将来的に帰郷を考えている方など、本市に興味を持っている方へお知らせや、定住に関する情報を郵送でお届けする「倶楽部会員」を募集しています。

【メールマガジン読者募集】

市の特徴・施策・最近の市の動き・定住・移住・田舎暮らし・イベントなどの情報をお届けします。

http://kiyanscity.satsumasendai.jp/boisyuu/melmaga/html

●問合先Ⅱ定住支援センター(本庁4階企画政策課内)
0120(420)200

簿記検定試験

- ときⅡ11月18日(日)
- ところⅡセントピア
- *都合により変更する場合があります。

●受験料Ⅱ

- ▼1級Ⅱ7500円
- ▼2級Ⅱ4500円
- ▼3級Ⅱ2500円
- ▼4級Ⅱ1600円

●申込期間Ⅱ10月1日(月)～15日(月)

●申込Ⅱ問合先Ⅱ川内商工会議所業務課
0996(22)2267

秋の地域安全運動

本市では窃盗犯罪が急増しています。身近な犯罪から身を守り、安全で安心なまちづくりに努めましょう。

●期間Ⅱ10月11日(木)～20日(土)までの10日間

●スローガンⅡ

みんなであつこう安心の街

●運動の重点Ⅱ

- ① 子どもの犯罪被害防止
- ② 住宅を対象とする侵入犯罪の防止
- ③ 自転車盗難防止

●問合先Ⅱ本庁防災安全課危機管理G(内線4941)